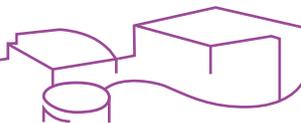


お知らせ information



臨時職員(運転手) を募集

- **勤務場所** 町立学校給食センター
- **勤務内容** 給食の配送と回収業務
- **募集人員** 1人
- **勤務形態** 学校休校日以外の午前10時～午後3時(1日4時間程度)
- **賃金** 時間給1,155円(1月1日現在)
- **交通費** 2,000円(月10日以上勤務で自宅から勤務地まで2キロメートル以上の場合)
- **勤務開始日** 4月1日(月)
- **応募資格** 3トン車(マニュアル車)を運転できる64歳(4月1日現在)までの健康な方(65歳定年)
- **試験方法** 面接試験(後日連絡)
- **試験会場** 中央公民館本館
- **提出書類** 臨時職員登録申請書(町立学校給食センター窓口にあります。町ホームページからダウンロードすることもできます。写真を貼り付け、押印したものを提出してください)
- **申込期限** 1月31日(木)
- **申し込み・問い合わせ先** 町立学校給食センター ☎(48)5111



野焼きは禁止されています

屋外での焼却行為(野焼き)に関して、毎年「臭いが付くので洗濯物が干せない」「ぜんそくなので咳が止まらなくなる」「煙が屋内に入るので窓が開けられない」といった苦情が多数寄せられています。

野焼きは、農林水産業や宗教的・文化的儀礼に伴うものなど一部の例外を除き、禁止されています。違反した場合は罰金が規定されています。

例外に該当するものであっても、周囲の方へ迷惑をかけるものや、生活に悪影響を与えるような焼却行為は認められません。

野焼きに関して悪質なものを、危

険なものを目撃した方は警察や消防へ通報をお願いします。

- **問い合わせ先** 建設環境課環境係 ☎(48)1111(内1211・1212)



～ 新成人の皆さんへ ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため、年金の給付は生涯にわたって保障され、将来の大きな支えになります。

国民年金は老後のためだけのものではありません。老齢年金のほか、病気や事故で障がいが残ったときに受け取ることができる障害年金、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族が受け取ることができる遺族年金もあります。いざというときのためにも、公的年金に加入して保険料を納め続けることが大切です。

「学生納付特例制度」や「保険料納付猶予制度」などの保険料の納付が猶予される制度もあります。詳しくは問い合わせ先まで。

- **問い合わせ先**
 - ▽ 半田年金事務所 ☎(21)2322
 - ▽ 住民福祉課国保年金係 ☎(48)1111(内1118)



町ホームページに掲載するバナー広告を募集

町の自主財源確保と地域経済の活性化を図るため、「阿久比町ホームページ」にバナー広告(有料広告)の掲載枠を設けています。4月から掲載を希望する広告主を募集します。事業活動の一助に活用してください。

- **募集内容**
 - ▽ 掲載位置 町ホームページのトップページ下部(掲載位置は町が指定)
 - ▽ 掲載枠数 10枠
 - ▽ 規格 大きさは縦60ピクセル×横130ピクセル(ファイ

ル形式はGIFまたはJPEG(点滅、切り替わり、動きのあるものを除く)、データ容量は5キロバイト以下)

- ▽ 掲載料 1枠月額5,000円(税込み)
- ▽ 掲載期間 1カ月単位とし、複数月の申し込み可。連続して掲載の申し込みができる期間は同年度内最大12カ月

- **募集期限** 2月1日(金)～2月28日(木)(申し込みが10枠に満たない場合は随時募集)
- **応募資格と広告掲載基準** 阿久比町広告掲載要綱、阿久比町公式ホームページ広告取扱要領、同広告掲載募集要項、同バナー広告表現ガイドラインを参考にしてください。(ホームページに掲載してあります)

- **申し込み方法** 広告掲載申込書に必要事項を記入の上、広告案(デザイン案でも可)を添付し、郵送、電子メールで提出または政策協働課窓口へ直接提出してください。(申込書はホームページからダウンロードすることができます)

- **申し込み・問い合わせ先** 政策協働課調査広報係 ☎(48)1111(内1310) 電子メール koho@town.agui.lg.jp



生活お困りごとと無料相談会を開催

法律・税金・登記・年金などの疑問に専門家が答えます。

- **日時** 1月27日(日) 午前10時～午後3時30分
- **会場** ナディアパーク「デザインホール」(名古屋市中区栄3-18-1)
- **主催** 名古屋自由業団体連絡協議会
- **問い合わせ先** 愛知県弁護士会 ☎052(203)0730 ホームページ <https://www.aiben.jp/>